

# インターフェイス Interface

 VOL.  
4  
2004.12

## CONTENTS

- 〈コラボレーション〉社会連携体験記
- 〈知財セミナー〉知財に関する契約セミナー／利益相反に関するセミナー
- 〈ベンチャー〉インキュベーション施設利用事業の紹介
- 〈トピックス〉中華人民共和国の大学発ベンチャーの現状に関する視察報告
- 〈インフォメーション〉関東・関西8私大産学連携フォーラム開催案内など



明治大学社会連携促進知財本部

知財本部における

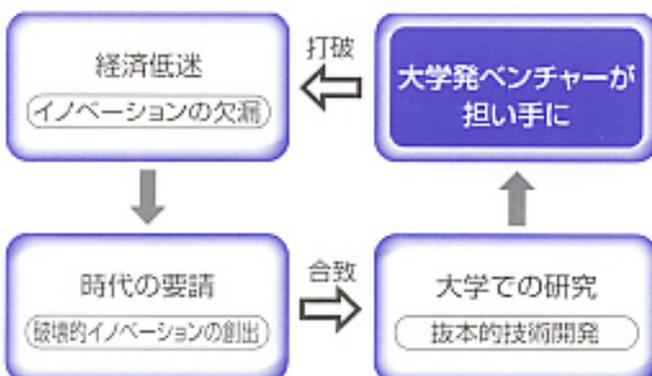
## インキュベーション事業への取り組みについて

ドラッカーは、企業成長が、新しい顧客を創造するためのイノベーションに依存すると指摘しました。失われた10年と呼ばれるわが国経済の低迷を振りかえると、いくつかの萌芽が見られるとはいえ、イノベーションの欠陥がこの低迷の本質的な原因であったように思われます。

### 時代が要請する大学発ベンチャー

イノベーションを渴望する時代背景のなかで、クリステンセンの「イノベーションのジレンマ」(邦訳、翔泳社、2001年)がベストセラーになりました。このなかで彼は、既存の技術体系を破壊するようなイノベーションの価値を論じ、さらに、この破壊的イノベーションの担い手の大半が、ベンチャービジネスであることを明らかにしました。

この指摘は、われわれを大いに勇気づけるものです。大学における研究は、既存技術の改良というよりも、抜本的な技術開発を志向しているからです。われわれの研究活動の意味を再認識するとともに、いわゆる大学発ベンチャーといった試みに対する時代の要請を思惟させられます。


 社会連携促進知財本部長  
経営学部教授  
鈴木 研一


### 起業の拠点の提供

社会連携促進知財本部では、大学発ベンチャー支援するための直接的な活動を行っています。その活動の中核にあるのがインキュベーションセンターです。インキュベーションセンターでは、アカデミーコモン7階に10室のラボ、会議室、交流サロンを設置し、低廉な費用で貸し出しを行っています。さらに、専門家によるアドバイスなどの起業に向けてのサービスを提供しています。

本学の教職員および学生は、一定の条件を満たせばインキュベーションセンターの利用ができます。とくに起業のために拠点が必要なときには、ラボを利用するといいでしょう。第1回入居者募集においては8件の応募があり、そのうち次の5件が採択されました。

- 建築廃棄物の低環境負荷・高付加価値型再資源化技術開発  
理工学部・小山明男専任講師
- VoIP技術の応用  
政治経済学部・安藤伸治教授
- 地方分権時代のまちづくり支援システムとツール開発  
理工学部・小林正美教授
- 中国進出日系中小企業の経営、人的資源管理  
経営学部・根本孝教授
- 画像処理のための超小型PCクラスマルチCPUマシンの開発  
理工学部・小野治教授

現在、本年度の第二次募集が行われています。明治大学というブランドと優れた立地、知財本部の支援を求める方に応募をお勧めしたいと思います。

このコーナーでは、毎回、本学の社会連携事例をご紹介します。

今回は、本学と「株式会社小野屋漆器店」との連携をご紹介します。同社は、「会津塗り」で有名な福島県会津若松市の仏壇・仏具の総合メーカーです。伝統工芸としての漆塗り製品が、本学理工学部 宮腰哲雄教授の研究成果を利用することで、従来にない意匠と新たな価値を創出しつつあります。

大学の研究成果が、実際に流通する商品に生かされる形の社会貢献の好例として、同社と本学とのこれまでの連携と今後の展望についてお伝えします。

## 大学

### プロフィール

1968年 明治大学工学部 卒業  
1968年 明治大学工学部 助手  
1991年 同専任講師、助教授を経て現在に至る

### 主な研究テーマ

- ・漆の分析、合成漆の開発、ハイブリッド漆の開発研究、速乾性漆の研究
- ・香料及びテルペン化合物の合成と応用
- ・酵素を利用したポリマー合成と応用
- ・ヘテロ環状化合物の合成と医薬品への応用研究



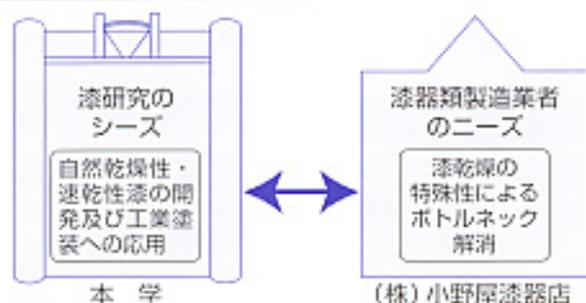
**宮腰 哲雄**  
明治大学理工学部  
教授

### 本学と（株）小野屋漆器店との係わり

現在塗料や塗装に関わる社会的な問題として塗料の溶剤、塗膜からの揮発性物質（VOC）あるいはホルムアルデヒドなどがあり、健康や環境に与える影響が問題になっています。漆液は漆の木から採取された樹液であり、天然の塗料です。これを利用して漆器、漆工製品が古くから伝統的な技術と独特の技法で造られ、日常生活用品から美術工芸品に至るまでさまざまなものがあり、いずれも生活に便利さと潤いを与えてくれるのみならず、漆が環境に優しい塗料であるとして評価が見直されています。しかし漆の乾燥は高湿度下で長時間かけてゆっくり進行する特殊性があるため、漆を工業的に利用する場合の障害になっています。漆が湿度の影響を受けないで自然に乾燥すれば、乾燥設備である漆室（ウルシムロ）が不要になり乾燥管理が容易になります。このようなことから我々の研究室では、酵素重合型自然乾燥性速乾性漆の開発と工業塗装への応用について研究しています。

（株）小野屋漆器店は、日本を代表する漆器産地のひとつである会津若松市で、古くから仏壇仏具や漆器類の製造

#### 本学研究のシーズとニーズのマッチング



時代背景：健康や環境に優しい漆器の再評価

を行ってきた最大手の企業であり、漆を利用した製品作りに熱心な会社です。そこで我々の漆研究の成果（シーズ）と（株）小野屋漆器店のニーズを明治大学知的資産センター（TLO）の支援でマッチングさせてもらい、新エネルギー・産業技術総合機構（NEDO）の大学発事業創出実用化研究開発事業（通称マッチングファンド）に採択されて平成15年度から共同研究を進めています。

### 共同研究の成果

漆液には主に顔色用漆と塗り立て用漆がありますが、本研究開発では漆液の酵素重合を進める「くろめ返し」を行い、それに有機ケイ素化合物の反応を組み合わせた自然乾燥性顔色用漆NDUを開発しました。更に艶と光沢の有る漆も漆塗りには重要です。この種の漆は木地呂塗り、溜顔色塗り、春慶塗り、梨子地塗りなどに利用されています。このような漆液の調製のために金属を用いたハイブリッド漆HBUを開発しました。これは朱合漆や箔下漆を用いて有機ケイ素化合物からハイブリッド漆を調製して一定の金属を加えて、ハイブリッド金属含有漆として開発したものです。本研究で開発した酵素重合型自然乾燥性速乾性漆を仏壇仏具や漆器類への塗装に利用して、各種塗装見本作りも進めています。

### 今後の展望

2000年に制定された循環型社会形成推進基本法に基づき大量消費、大量生産を改めて、省エネルギー、リサイクルを進めるために天然資源を有効に活用することが求められています。その指標として「天然資源生産性」が、国の産業や国民が資源を有効に利用しているかを評価する基準になっています。塗料は年間200万トン製造されており、そのほとんどの資源は石油を利用する合成樹脂塗料です。日本における漆の年間使用量は100～200トンであり最近は更に減少傾向にあり、全塗料のおおよそ0.01%にも達しません。今後「天然資源生産性」が理解されるにつれて天然資源である漆の利用が高まることが期待されます。

いま社会で求められている情報やニーズは多様化して、予想外の期待や発展があります。そこで大学で得られた研究成果を大学TLOの支援とネットワークを利用して情報発信をして「産と学」が共同研究を行うことで、優秀な人材の協力を得て、また会社の技術やノウハウを利用することで素早く成果を上げて社会貢献する状況や体制が整いつつあります。このようなことから、本共同研究でも開発した酵素重合型自然乾燥性速乾性漆を用いて仏壇仏具や漆器類の塗装を検討し、各種塗装見本作りを進めていますので、近い将来製品化が実現すると期待しています。



(株) 小野屋漆器店本社



岡 城戸工場

中央の位罫が金属含有漆器  
従来の漆器にはない渋色味  
がかった色合いを持つ

## 企業

### プロフィール

1975年 福島県立会津工業高等学校卒業  
現在 株式会社小野屋漆器店勤務  
宗教用具の製造部門管理（主に位罫、仏具類）



鈴木 修一

株式会社小野屋漆器店  
マネージャー

### 弊社の紹介

今から400年前、近江の国から会津に入った蒲生氏郷公は、まちの新たな産業として酒づくりや漆器づくりをさせるため、多くの職人やそれに携わる人びとを連れてきました。これが会津漆器の始まりです。それから約200年後の享和元年（1801年）は、弊社「小野屋」の創業の年で徳川十一代将軍家斉の時代です。この時期に小野屋の伝統の技法は世に広く認められ、会津藩御国産（漆器）株仲間として特権的営業を許されました。その後、太平洋戦争という大きな試練にも小野屋の職人たちは伝統の灯を守り続け、昭和28年（1953年）の法人化を経て、現在、仏壇・仏具の製造から販売までの宗教用具の総合メーカーとして、3営業所及び5工場を営む地場産業企業として活躍しています。

### 市場の動向

バブル期が過ぎ、当業界にも価格破壊競争という大きな波が押し寄せ、そのシワ寄せが製造メーカーにきております。そのため、生産拠点を海外（主に中国）に移行し、少しでも安い製品をつくり価格競争に打ち勝つ戦略をとるメーカーが急増し、残念なことですが、市場の半分以上は海外製品というのが現状です。また従来漆で塗っていた製品も、ウレタン塗装やラッカー、カシュー塗装へと切り替わり、今後も益々漆離れが進むことが確実であります。しかし弊社は、「時代に磨かれた日本の仏教文化の正統性を求めつつ、伝統を生かしたモノづくりを目指す」、具体的には国産材に拘り・漆に拘り・職人技に拘ることが「本質的な差別化」であると信念を持ち、お客様に対し商品とサービスを提供いたしております。

### 明治大学との関わり

弊社では、今でも漆塗り職人が生産に携わっていますが、高齢化と後継者不足から年々減少傾向にあります。これを見越して10数年前より、職人技は守りつつも、工場化も念頭にお

いた内製化による生産へと段階的に取り組んで参りました。

しかし漆塗りという作業は、塗装環境や乾燥時間・設備の問題など種々のリスクが大きい仕事であるため、工芸的分野と位置づけられてきました。これをなんとか工業的手法により生産しようと検討していたところ、ご縁がありまして昨年度より明治大学TLOのご協力とご支援をうけ、御校の理工学部工業化学科の宮腰哲雄教授との産学官共同研究に参加させて戴きました。中小企業に於ける研究や技術の開発を自社内で行うことは、人材やコストを考えると大変難しいのが現状であり、今回の産学官共同研究という事業は願っても無い機会でありました。

また、生産現場では日常的トラブルが発生しており、経験的な知識がなかった我々は、対応に多くの時間を費やしてきました。トラブルは経営的に大きな損失であり、不良製品はお客様に多大なご迷惑をかけるばかりか、信用の失墜にもなりかねません。この様なトラブルに関しても、宮腰研究室に依頼し機器分析などにより解析していただき、対処法を具体的にご指導いただくことによって解決できた例もいくつかありました。現場におりますと、どうしても固定観念や思考範囲が狭くなりがちで、私にとって明治大学に出向したことは、漆に関わる知識を吸収する絶好の機会であったとともに、今までに無い経験であり異業種の方々と知り合えたことなど大変刺激になりました。

さて、この度の「酵素重合型自然乾燥性速乾性漆」（＝ハイブリッド漆）は、極めて乾燥性の早い漆で、弊社の目指している工業製品化システムの要になると確信いたしております。また、金属含有漆を開発されたことで、漆の弱点であった耐光性が飛躍的に向上し、仏壇や仏具類の塗装に適用すれば、従来製品に対する差別化商品として高い評価を受けることができると期待されています。海外製品では真似の出来ない、オリジナリティの高い製品開発が可能となり、市場競争に打ち勝てる材料（手段）としても期待しているところで。

### 今後の取組み

本年度も新たなテーマに向けて共同研究が既にスタートし、宮腰教授と共に携わっておりますが、開発された新素材及びノウハウを生かすも殺すも、ポイントは使用する側（企業）にあると思います。現在も木工製品のみならず、金属・ガラス・合成樹脂などへ漆を塗り、今までになかった塗装表現（高品位塗装）が出来ないかを模索しています。

更には、漆の本当の良さを多くの人にPRし、実際に手にとって見ていただくことも、今後の私たちの課題ではないでしょうか。

これからも活力ある地場産業を目指し努力いたしますので、更なる明治大学のご支援とご協力をお願い申し上げます。

## 知財に関する契約セミナー（入門編）

今回は、契約の種類、用語等について説明します。



柴田 義弘

明治大学 社会連携促進知財本部  
知的財産マネージャー  
元 三菱化学(株)知財産産部 主席次長

## 契約の種類

技術移転に関する契約には、主に以下のものが存在しています。

**秘密保持契約**……未公開の発明・ノウハウを開示する際に、その内容を第三者に開示・漏洩してはならないことを取り決める契約をいいます。大学が有する未公開の特許明細書の内容を企業に開示する場合等に結びます。開示の目的を明確にし、必要最小限の開示に留めます。

**サンプル提供契約**……実施許諾を受けるか否か検討している企業に対し、試作品を提供し、発明等の評価を行う機会を与えるための契約をいいます。秘密保持のほか分析禁止等の条項をいれます。有償とするケースもあります。

**オプション契約**……実施許諾を受けるか否か検討している企業に対し、事業化の検討、準備に必要な情報を提供し、一定期間（オプション期間）検討させ、オプション期間満了前に許諾を受けるとの意思表示があれば、実施許諾契約を結び、選択権（オプション）を与える契約をいいます。通常、対価を伴います。

**共同研究契約**……企業と共同で新技術の研究開発をおこなうことを目的とする契約をいいます。原則として、研究担当者は、大学、企業双方から出されます。

**委託研究契約**……企業が大学に対して新技術の研究開発を委託する契約をいいます。大学側に新技術に関してのベース技術がある場合が多く、研究成果についての取り扱い、ベース技術の寄与を考慮して決めます。

**技術指導契約**……大学が企業に対して、ある技術の実施に必要な助言・指導・検討・相談・技術者の訓練などの役務を提供する契約をいいます。

**特許・ノウハウ実施許諾契約**……特許（出願中を含む）、ノウハウを実施許諾する契約をいいます。

## 契約書の標題について

契約書の標題は、「契約書」のほか「覚書」、「確認書」等が付されますが、標題の違いによって、契約の効力が異なるということはありません。ただ、その用い方には、若干の慣行があるようです。

**契約書**……「契約書」は、当事者双方の権利・義務が記載されている文書であって、当事者双方がこれに署名・押印する場合に用いられます。

**確認書**……「確認書」は、当事者間ですでに合意した事項を書面で確認する場合に用いられます。確認書中に当事者双方の義務が記載されている場合には、双方が記名・押印し、いずれか一方の義務のみ記載されている場合には、その当事者のみが記名・押印するのが普通です。

**覚書**……「覚書」は、「契約書」と同じように用いられます。

**念書・誓約書**……「念書」、「誓約書」は、いずれも、当事者一方の義務のみが記載されている文書に、その当事者のみが記名押印し、これを相手方に差し入れる場合に用います。

## 契約書の書式

書式や内容は、自由ですが、通常は、題名、契約事項、日付、当事者の記名押印の順に作成します。契約事項には、当事者の権利、義務のほか、契約書作成の第一の目的がトラブル防止にあるので、契約違反があった場合などの措置について取り決めておくのが一般的です。

**「する。」と「しない。」**……「する。」は、先ず、なんらの積極的行為を要せずに、直ちにその契約上の効果を発生させる場合に使用します。例えば「甲は、乙に対し、本件特許につき専用実施権を設定する。」の場合、契約上の効果は、当事者の積極的行為を要せず、契約締結と同時に発生します。特許法上の効果は登録しなければ発生しませんが、契約上の効果は、登録がなくとも締結と同時に発生します。次に「する。」は、一定の行為を要求する場合にも、しばしば用いられます。例えば「甲は、本契約締結後3ヶ月以内に、技術情報を乙に開示する。」の場合の「する。」は、「しなければならない。」と同じ意味です。「しない。」は、消極的行為を要求する場合に用いられます。例えば「甲は、本特許につき第三者に許諾しない。」の「しない。」は「してはならない。」と同義に用いられます。

**「するものとする。」**……「するものとする。」は、先ず、なんらの積極的行為を要せずに、直ちにその契約上の効果を発生させる場合に使用します。

**「とする。」**……「とする。」は、創設的、拘束的な意味を持ちます。例えば、「特許出願に要する費用は、乙の負担とする。」「本契約の有効期間は、その締結の日から3年間とする。」等です。

**「この限りでない。」**……「この限りでない。」は、但書規定の述語として、本文に定める事項についての除外例を示すために用いられます。例えば「実施権者は、許諾ノウハウを秘密に保持しなければならない。ただし、既に秘密性を喪失した許諾ノウハウについてはこの限りでない。」のようにです。

**「場合」、「時」、「とき」、「ところ」**……「場合」は、仮定的条件を示すとき、または既に規定された事例を包括的に引用するとき用いられます。「契約に違反した場合には」は前者の例であり、「前項の場合において」は後者の例です。「時」は、ある特定の時点を瞬間的に捉えて表現する場合に用いられます。例えば「本契約は、その締結の時に発効する。」のようにです。「とき」は、不特定の時を表し、また「場合」と類似した意味に用いられます。「場合」と「とき」を同時に用いるときは、大きな前提条件を「場合」で表し、小さい前提条件を「とき」で表します。例えば「乙が単独で特許出願を行った場合において、3ヶ月以内に相手方に通知しないときは」のようにです。「ところ」は、他の規定の内容を包括的に引用する代名詞として用いられます。例えば「実施料の支払いは、第3条の定めるところによる。」のようにです。

**「前」と「次」**……直前の条文、項などを引用する場合には、「前条」、「前項」などと表現するのが通例です。直前の数条、数項を同時に引用する場合にも、例えば「前2条」、「前3項」などと表現することがあります。「次」は、直後の条文、項などを引用する場合に用います。その用法は、「前」と同じです。

## 利益相反に関するセミナー

最終回の今回は、総まとめとして教職員が社会連携活動を行なう際に考慮すべき一般的な留意点と、大学発ベンチャーの起業に際しての留意点について解説します。

鳥生 裕

明治大学 社会連携促進知財本部  
知的財産マネージャー  
あずさ監査法人 知的財産戦略室  
シニアマネージャー／公認会計士



## 利益相反を考える上でのポイント

利益相反の状況は、社会連携を行なう教職員には不可避免的に発生します。大学は、利益相反の状況を解消することを目的とするのではなく、利益相反の状況が重大な弊害をもたらさないように、上手く付き合いながらマネジメントすることが求められます。

なお、利益相反委員会で審議が必要となる利益相反とは、大学としての責任や利益が脅かされることが想定される重大なコンフリクト（衝突・対立）が発生し得る場合に限定されます。日常的に生じる利益相反の多くは、利益相反委員会の審議事項には含まれません。

上記を良く理解した上で、以下に記載する質問項目をお読み頂ければ、自らの利益相反の状況について、様々考えることができると思います。

## I 責務相反に関連する質問項目

## 質問項目

○他の職務の遂行のために、頻繁に授業を休講しなければならないほど、忙しくなることが予想されますか？他の職務の遂行とは、例えば、政府等の委員等への就任や学会活動、大学発ベンチャーの経営や個人運営の事務所、あるいは、大学が契約を締結する大型の共同研究や受託研究等を含みます。

上記の質問項目に該当する教員は、学生に対し充実した教育を施す責任を果たすために、何らかの行動が必要になります。個人で速やかに解決し難い状況の時には、早めに学部長等に相談することが重要です。

## II (狭義の) 利益相反に関連する質問項目

## 質問項目 (A)

○共同研究先等の社会連携先の企業と個人的に深い関係を有していますか？なお、個人的な深い関係とは、「取締役や技術顧問等への就任」「未公開株等の取得」「金銭貸与や債務保証の関係」「コンサルティング活動」等が含まれます。

## 質問項目 (B)

質問項目 (A) に該当がある場合、以下の項目について検討が必要となります。

○大学として行なう研究の信頼性が担保されていますか？研究の信頼性を担保するためには、研究資金の源泉と用途の透明性及び大学の研究者に相応しい公正普遍的態度が必要となります。

○当該企業との共同研究等に学生を関与させていませんか？研究内容と照らして学生の教育的効果について説明が求められる場合に、胸を張って説明できる必要があります。また、秘密保持のために就職制限が学生に課されないように配慮することも重要です。一般的には、学生等との契約が必要となります。

○当該企業との関係において、特別優遇していると見られる関係がありませんか？特別優遇とは、大学設備の無償利用、当該企

業からの研究有体物や一般物品等の高額購入、特許等の無償・低廉譲渡や実施許諾等があります。

共同研究等を熱心に行なっている教員であっても、(A) に該当する関係を有している教員は、実はそれほど多くはありません。加えて (B) の質問項目に対し、社会に対し合理的に説明ができるように準備しておけば、普通は問題になりません。問題となるのは、当該企業等との社会連携がその研究内容等から注目を浴びている状況の中で、(B) に対し合理的な説明がなされない場合です。

## 大学発ベンチャーの起業に際しての留意点

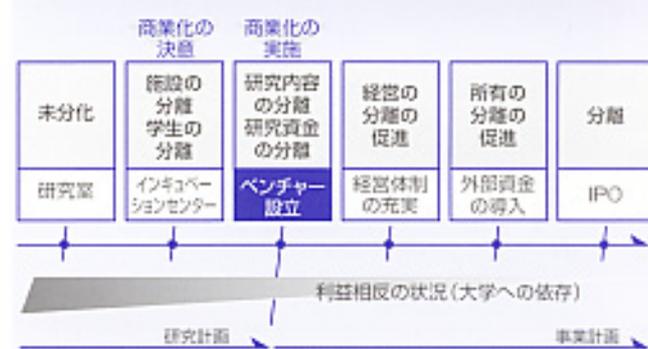
大学発ベンチャーとは、大学の研究成果を利用して、学生、教員、あるいは共同研究先等の関係者が起業することを指します。大学発ベンチャーの起業は、共同研究や特許の実施許諾等と同様に、大学の技術を社会に移転する重要な1つの形態であると考えられています。

大学発ベンチャーが株式公開等に成功した場合には、大学のブランドを向上させると同時に、株式を通じて多くの富や雇用を創出できる可能性を秘めているところに特徴があります。

大学発ベンチャーを成功させるには、一般的には技術と経営に対して強いコミットメントが求められます。従って、教員自身が取締役就任し、株主となることは必然と言えます。また、研究室で行なっていた研究成果を利用して起業するために、当初は、実験施設、学生と従業員、基礎研究と応用開発研究等が未分離の状態であることも良く見られます。

大学は、大学の技術成果を長期的な観点から着実に普及させたいと考え、インキュベーション施設の利用や専用実施権の設定等のある程度の機動的な措置も検討されます。大学発ベンチャーの起業に伴う利益相反については、技術の普及と言う長期的な観点から、判断することが求められます。

## 利益相反から考える大学発ベンチャーの起業タイミング



# インキュベーション施設利用事業紹介

Interface Vol.2 (2004年6月1日号)でお知らせした通り、インキュベーション施設の第一次利用者が決定し、具体的な事業活動が始まっています。

本号では、その中から日中人材コラボ・センターの事業を紹介します。



渡辺 将樹

日中人材コラボ・センター  
代表  
(明治大学大学院 博士前期課程)

私たちは日中のビジネスパーソンと  
留学生の能力・キャリア開発の支援をベースに  
日中人材交流・共生・共創に貢献します。

日中人材コラボ・センター  
(中国語名: 中日人才共創中心)

2004年6月26日 設立

所在地: 東京都千代田区神田駿河台1-1  
明治大学アカデミーコモン7階  
インキュベーション施設ラボ4A

電話・FAX: 03-3296-2617

URL: <http://www.jccollabo.com/>

E-Mail: [info@jccollabo.com](mailto:info@jccollabo.com)

特別顧問 根本 孝 (明治大学経営学部教授)

特別顧問 都 燕書 (明治大学経営学部教授)

## 日中間のビジネス交流の増進を

本学大学院生・OB・OG・教員を中心に中国ビジネスの研究成果と、留学生等のネットワークを活用した日中間の人材ビジネス・システムの開発そして起業をめざす「日中人材コラボ・センター」(中国語名: 中日人才共創中心)が発足しました。主要なビジネス領域は企業人事、経営セミナー、イベント事業、日中語の翻訳・通訳、観光ガイド事業、ビジネス視察サポート、マーケティングリサーチ事業、情報・通信サービス、出版事業、日中間ビジネスに関わる語学、異文化研修事業、人材紹介業、人事コンサルティング事業などです。

## 留学生の就職支援を

現在、日本には明治大学を含めて、多くの中国人留学生が学びにきています。しかしながら就職については、必ずしも順調ともいえません。この領域で、私たちも支援ができればと考えております。留学生の就職支援を通じて、日中人材共創の実現を目指します。

## 実施中および実施予定の主な事業

### ■ 上海ビジネス経済圏ビジネスフォーラム I

第1回	2004年 7月20日(水)	寧波市政府来日セミナー、グローバル競争下の中国産業集積、中国都市産業競争力報告
第2回	8月28日(土)	巨大化する上海経済圏
第3回	9月25日(土)	変貌する上海
第4回	11月20日(土)	中国・小売業の自由化に向けて期待される中国ビジネス
第5回	12月7日(火)	南通市政府来日セミナー、中国化学工業の現状と今後
第6回	2005年 1月15日(土) (予定)	<貿詞交換>2005年の中国と日本を予想する!
第7回	2月19日(土) (予定)	近未来の上海サテライト都市・蘇州・寧波を探る!

### ■ 5くらビジネス中国語講座

入門クラス	第1期生	2004年10月~12月(全12回)	毎週土曜日10:00~12:00
	第2期生	2005年2月5日~4月23日(全12回)	
初級クラス	第1期生	2005年2月5日~4月23日(全12回)	毎週土曜日13:00~15:00

### ■ 明治大学リバティ・アカデミー主催講座のコーディネート

実践・中国ビジネスの成功のポイント	— 進出各社の先進事例を検証する —	10月~11月(全6回)
-------------------	--------------------	--------------

### ■ ビジネス視察

上海ビジネス経済圏 (予定)	各開発区
----------------	------

# 中華人民共和国における大学発ベンチャーの視察報告

社会連携促進知財本部では、10/27(水)～10/30(土)に、中国における産官学連携、大学発ベンチャーの実態調査のため、発展著しい中国の清華大学、北京大学の両大学を訪問しました。

石井 高広

知的資産センター事務局

## 清華大学

清華大学は、11学部48学科を擁する総合大学で、特に理工系では中国のトップである。81万平方キロという広大なキャンパスでは、約3万人の教職員・学生・院生が自転車でキャンパス間を往来している。

同大学では、大学の技術がスピンオフし、多くのベンチャー企業が創出されている。設立されたベンチャー企業の支援は清華大学の関連会社の「清華大学企業集団」が行っている。中国では、基礎研究を重視しながらも起業を志す教員が多く、すでに7社が同社の支援を受け、上場企業にまで成長している。分野は、IT関連、バイオ関連が中心である。

また、清華大学関連のサイエンスパーク「清華大学科技园発展中心」が同大学に隣接されている。ここには、企業と大学が共同で利用できる研究施設があり、国内外の多くの企業が集まっている。最先端の研究が人を呼び、そこに集まった人々が最先端の研究を行うという好循環が生まれている。

## 北京大学

訪問した北大孵化器は北京大学と北大科技园の合併会社である。ここでは、大学発ベンチャーの支援のほか、一般の創業支援も手掛けており、中小企業の育成に力を入れている。創業については、国からの補助金

を積極的に利用しており、まさに産官学が一体となった連携を行っている。インキュベーション施設への入居条件は①事業内容がハイテクであること、②事業内容に市場での競争優位性が見込まれること、③ビジネスプランが明確であることである。この条件で選考された「ビジネスの卵」から多数の企業が孵化し、すでにそのうちの3社のメガベンチャーが誕生している。清華大学同様、北京大学でも、大学、インキュベーション機関、サイエンスパークが一体となり活動している。

母体となる北京大学は、教員数約2000名、学生数約3万を誇る中国最大級の大学であり、研究費の60%以上は学外からの資金を導入している。

## 感想

日本では、大学の技術は企業に移転されるケースが多いが、中国では、大学自らが起業するケースが多い。中国では、産官学連携から5000社以上のベンチャー企業が創出されている。これは①教員・学生のベンチャーマインドが高いこと、②起業するための大学の支援体制・インフラが充実していることが要因であると思われる。知的財産の創出、管理、活用まで、大学で一貫して行えるシステムが確立しており、産官学連携に関して、先進的な取り組みがされている。

清華大学にて



北京大学孵化器にて



左奥から清華大学・黄教授、清華大学・周国際合作部副部長



奥が北京大学孵化器・ベン副部長、右は通訳の陸氏



## 社会連携促進知財本部主催行事のご案内

### 関東・関西8私大産学連携フォーラム 「新産業創出と大学間連携」

本フォーラムは、関東（日本・中央・東京電機・明治）と関西（関西・関西学院・同志社・立命館）の8私大の知を結集し、研究成果を広く産業界等に還元することを目的として開催します。併せて、各大学から研究シーズを持ち寄り展示及びシーズ発表をします。

日 時：2004年12月9日（木）12：30～18：30  
場 所：明治大学駿河台校舎アカデミーコモン2階・3階  
参加費：無料（交流会のみ2000円）

#### ●プログラム (敬称略)

シンポジウム (アカデミーホール)	
13：00～	開会挨拶 納谷 廣美 (明治大学総長兼学長) 来賓挨拶 根本 光宏 (文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課長) 中西 宏典 (経済産業省産業技術環境局大学連携推進課長)
13：30～	基調講演 「新産業創出と大学間連携の必要性」 大竹 美喜 (社)ニュービジネス協議会副会長・(財)国際科学振興財団会長
14：45～	パネルディスカッション 「8大学の産官学連携の成功事例と推進計画」 パネリスト 日本大学 後藤 晴男 (産官学連携知財センター副センター長) 中央大学 関口 勲 (理工学研究所所長) 東京電機大学 藤田 聡 (産官学交流センター長) 明治大学 山元 洋 (社会連携促進知財本部長) 関西大学 大場 謙吉 (先端科学技術推進機構長) 関西学院大学 佐野 直克 (研究推進機構産官学連携支援センター長) 同志社大学 和田 元 (リエゾンオフィス所長・知的財産センター所長) 立命館大学 牧川 方昭 (BKCリエゾンオフィス室長) モデレータ 東京電機大学 山名 昌男 (理工学部生命工学科教授)
各大学研究シーズ展示&発表会	
12：30～17：10	交流会
17：10～18：30	

※お申し込みは専用の申込用紙にて承ります。  
詳細は知的資産センター事務局 (03-3296-4327) までお問い合わせください。

### 明治大学社会連携促進知財本部シンポジウム 2005

本シンポジウムは、明治大学社会連携促進知財本部開設2年目を記念して、「大学の知的財産活用と人材育成」をテーマに行います。

日 時：2005年1月20日（木）13：00～19：00  
場 所：明治大学駿河台校舎アカデミーコモン  
参加費：無料（交流会のみ2000円）

#### ●プログラム (敬称略)

シンポジウム	
13：00～	開会の挨拶 山元 洋 (明治大学社会連携促進知財本部長) 事業活動報告「社会連携促進知財本部のこの1年」 山元 洋 (明治大学社会連携促進知財本部長) 基調講演 (1) 「明治大学における高度専門職業人教育」 納谷 廣美 (明治大学総長兼学長) 基調講演 (2) 「『互学互修』による知財マネジメント人材の育成」 妹尾堅一郎 (東京大学先端科学技術研究センター特任教授)
15：20～	パネルディスカッション 「知財社会を担う人材育成と大学の役割」 パネリスト 向股 政男 (明治大学理工学部長) 櫻橋 祐治 (明治大学法科大学院教授) 妹尾堅一郎 (東京大学先端科学技術研究センター特任教授) 野村 武史 (TDK(株)取締役・知的財産センター長) 伊藤 学司 (文部科学省技術移転推進室長) 黄 立培 (精華大学(中華人民共和国)教授) モデレータ 森下 正 (明治大学知的資産センター副センター長 明治大学経済学部教授)
交流会	
17：30～19：00	

※お申し込み及び詳細についてのお問い合わせは、  
知的資産センター事務局 (03-3296-4327) まで  
お願いします。

# Interface

VOL. 4

【インターフェイス】2004年12月1日号/明治大学社会連携促進知財本部

【発行・編集】明治大学社会連携促進知財本部

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

TEL:03-3296-4327 FAX:03-3296-4283

E-mail: tlo@mics.meiji.ac.jp

http://www.meiji.ac.jp/tlo/

編集  
後記

年の瀬も押し迫り、何かと忙しい時期となりましたが、社会連携促進知財本部では上記を始めとするイベントが目白押しです。社会連携そして知的財産の分野における最先端の話題に触れる機会をどうぞお見逃しなく。(K)